火の用心

正しい知識で火災を防ごう

七月一日から新しく火災予防條例が実施されます

わたくしたちの生命と、財産をおそろしい火災から守るための、新しい火災予防条例が七月一日から実施され、いままであった危険物取締条例は廃止されます。

新しい火災予防条例では、公衆の出入する場所の指定や、火を使用する設備の位置、構造、管理の基準と、火災警報の発令中の火の使用の制限について定め、それに火災予防上必要なことがきめてあっていわば「火に関する法律」ともいえるものです。ひとりひとりがこの「きめ」をよく守って、火災の発生を防ぎましょう。

火災予防条例の中で一般家庭や商店などに特に関係のあることを絵で説明してみました。

この火災予防条例と同条例施行規則のほしい人は、市役所の消防係に申し出て下さい。

（えは伊藤栄一）

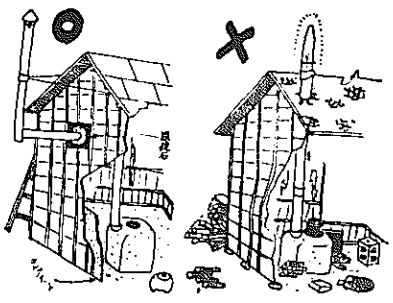

・炉、かまど

壁や柱から、火災予防上安全な距離以上にはなしておくこと。

コンクリート、れんがなどでつくった床上に設けること。

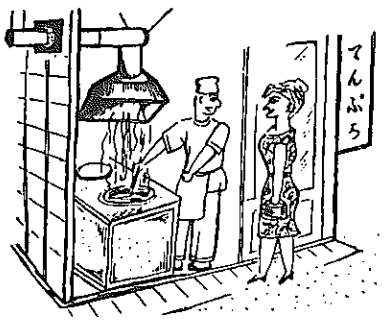

・天蓋と排気筒

常時多量の油類を煮沸するかまどは、その上部に不燃性の天蓋と、排気筒を屋外に通ずるように設けること。

・薪、石炭

薪、石炭などの固体燃料を使用する炉やかまどはふたのある不燃性の取灰入れをつくること。

・ストーブの煙突

構造または、材料に応じて支わく、支線、腕金具等で固定すること。

屋根からの屋上突出部は、六〇センチメートル以上にする。

可燃性の壁、天井などを貫通する部分は、眼鏡石をはめこむこと。

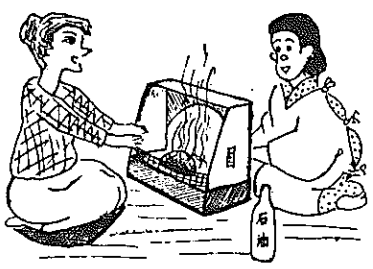

・こんろ、置ごたつ

液体燃料を使用するこんろ、または移動式のストーブは使用中燃料を補給しないこと。

置ごたつは、火入容器を金属以外の不燃材料でつくった台の上に置いて使用すること。

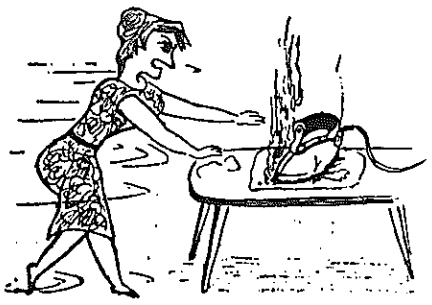

・アイロン、こて

アイロンまたはこては、使用中可燃物の上に放置しないこと。

故障や、破損したものを使用しないこと。

・たき火

引火性または爆発性の物品の近くに、たき火をしてはならない。

たき火をするときは、消火準備をしなければならない。

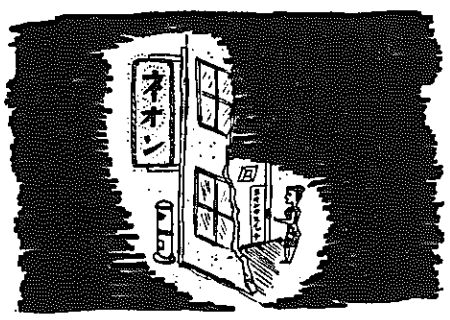

・ネオン灯

点滅装置は、点検しやすい位置につけること。

変圧器を雨のかかる場所にとり付けるときは、屋外用のものを選ぶこと。

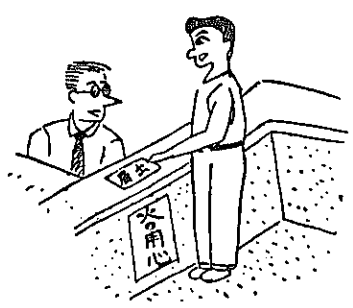

・届出

火を使用する次の設備をするときは、市長に届出なければならない。

熱風炉、ボイラー、乾燥設備、火花を生ずる設備、高圧の変電設備、二キロボルトアンペア以上のネオン、水素ガスを充てんする気球

危い！幼児のひとりあそび

＜これから多くなる水死事故＞

昨年の県下における水死事故は一五九人、このうち一四〇人が少年、幼児で七、八月が全体の七割近くを占めています。ここ数年、親がちょっと目をはなしたすきに幼児が川や堀に落ちて水死する例が目立ち、毎年五〇人前後の幼い命が失われています。

県下では今年五月十日までに早くも三十一人のこどもが水の犠牲となっており、市内でも四才の男の子が中の口川に落ちて、おぼれ死んでいます。

いままでのこどもの水死事故の原因を調べてみますと

1.こどもの一人あそび、こどもたちだけをあそばせておいたため。

2.父母や祖父母などが仕事のかたわら、子守りをしていたが仕事に無中になり目をはなしたため。

3.兄姉または、近所のこどもに子守りをたのんだが、そのこどもたちがあそびにまぎれて目をはなしたためなど、親の不注意による事故が目立っています。

つゆ明けとともに多くなるこどもの水死事故をなくするために、次のことに注意して可愛いわが子を水から守って下さい。

△おかあさんもいっしょに

幼児ひとりや、幼児同士ではけっしてあそばせない。必ず父母か、しっかりした同伴者といっしょに。

△どこへいくの？

あぶないところへ行ってはいけません、と口でいうだけでなく、あそびに行くたびに行き先きをたしかめて具体的に注意をしましょう。

△ダメ、ダメ

水あそびはあぶないから「ダメ」としかりつけてばかりいては「ダメ」です。こどもはかくれてあそぶようになってしまいますから、しからずに納得するように話してやりましょう。

△裏の川は、用水堀はどうかしら？

附近に危険な場所はないか危険防止の方法はどうなっているか、いつもたしかめて、隣り近所が協力し合って、こどもを守りましょう。

△だれと行くの？

年上のこどもにまかせきりにしない。とかくこどもは自分のあそびに無中になっておくことが大切です。

人工呼吸法のやり方は、警察署へ申し込まれると講師を派遣してくれます。

図書を指定 販売制限

新潟県青少年保護育成条例によって、青少年に有害な図書として、次の十八種類の雑誌が指定されました。

指定された理由は、これらの雑誌の内容の一部が著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるからで、本屋、貸本屋さんは指定された図書を青少年に販売、頒布、交換または貸付をすることはできません。おとな一人一人がこれらの有害図書を青少年に読ませないように心がけ、常に青少年が健全に育成されるように努めましょう。

図書名	発行所
大衆実話(NO3)(七月号)	日本文芸社
夫婦生活(七月号)	家庭新社
女の百科(六月臨時増刊)	新樹書房
現代読本(七月特大号)	日本文芸社
笑の泉(七月号)	一水社
実話雑誌(七月号)	三世社
裸か美グラフ(六月増刊号)	季節風書店
読物実話(七月号)	日本文華社
一〇〇万人の女性(六月特大号)	小出書房
オール読切(オール増刊)	小出書房
まんが六月増刊	実話と秘録(七月号)広晴社
画報実話雑誌(七月号)	三世社
裏窓(緑陰七月号)	久保書店
よるの百科(六月号)	小出書房
現代実話(六月号)	小出書房
実話雑誌(六月増刊号)	三世社
別冊事件実話(七月号)	日本文芸社
芸能特報(七月号)	三幸出版KK

おしらせコーナー

＝公認水道工事業者を指定＝

市では、公認水道工事業者として、次の三業者を指定しました。

藤崎兄弟商会　白根市中央通り五丁目

赤塚企業有限会社　白根市白根

小山金属工業所　白根市上下諏訪ノ木

○公認指定店以外は水道工事は許可されませんからご注意下さい。

＝北部水道事務所かわる＝

浄水場に隣接して、新しい事務所ができ上り今月二日から業務はそこで行うことになりました。

電話番号は　㈲二八三四番です。

白根商店街の定休日は
七月より
六日・二十日(月二回)
ご協力をお願いします